

| 品証規則 | 品証規則解釈 | 工事計画認可申請の品質保証計画 | 相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答 | 【参考】保安規定第3条品質保証計画(H30.12.17認可) |
|---|---|---|---|---|
| 一 品質保証の実施に係る組織に関する事項 六 品質管理監督システムの範囲 | 1 規則第5条第6号に規定する「品質管理監督システムの範囲」とは、「品質管理監督システムに関する組織上の適用範囲と活動内容上の適用範囲の双方」をいう。 | 含める。 a. 品質マネジメントシステムの実施に係る組織に関する事項及び適用範囲 | 品証規則と整合を図った。 (品質マニュアルには組織図を含めた適用範囲を示しているため、従前の活動で担保されている。) | 含める。 a 品質マネジメントシステムの適用範囲 |
| 二 保安活動の計画に関する事項 三 保安活動の実施に関する事項 四 保安活動の評価に関する事項 五 保安活動の改善に関する事項 七 品質管理監督システムのために作成した手順書の内容又は当該手順書の文書番号その他参照情報 | | b. 品質マネジメントシステムの計画、実施、評価、改善に関する事項 c. 品質マネジメントシステムについて確立された規定文書又はそれらを参照できる情報 | 品証規則と整合を図った。 品証規則に対する公衆審査にて「文書番号はその他参照情報の例示として記載したもの」と回答がなされていることから、JEAC4111の表現のままとした。 | b 品質マネジメントシステムの計画、実施、評価、改善に関する事項 c 品質マネジメントシステムについて確立された規定文書又はそれらを参照できる情報 |
| 八 各プロセスの相互の関係 (文書の管理) | | d. 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係 4.2.3 文書管理 (1) 保安に関する組織は、品証規則に基づき作成される文書その他品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき、保安活動の重要度に応じて管理する。ただし、記録は文書の一種ではあるが、「4.2.4 記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。 | 品質マネジメントシステムで必要とされる文書には、品証規則が必要とする文書が含まれることを明示。 (品証規則が必要とする6文書(文書管理・記録管理・内部監査・不適合管理・是正処置・予防処置)はJEACでも要求されていたため、従前の活動で担保されている。) | 4.2.3 文書管理 (1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき、保安活動の重要度に応じて管理する。ただし、記録は文書の一種ではあるが、「4.2.4 記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。 |
| 2 発電用原子炉設置者は、次に掲げる業務に必要な管理を定めた手順書を作成しなければならない。 | | (2) 次の活動に必要な管理を規定するため、「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」を作成する。 | 品証規則と整合を図った。 (文書管理のための文書は既に制定しているため、従前の活動で担保されている。) | (2) 次の活動に必要な管理を「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」に規定する。 |
| 一 品質管理監督文書を発行するに当たり、当該文書の妥当性を照査し、その発行を承認すること。 | | a. 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。 | 「照査」は品証規則第二条第2項第4号の定義により、ISOの「レビュー」に相当とされており、「レビュー」の表現を用いた。 | a 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。 |
| 二 品質管理監督文書について所要の照査を行い、更新を行うに当たり、その更新を承認すること。 | | b. 文書のレビューを行い、更新にあたっては承認する。 | 品証規則と整合を図った。 (文書のレビュー、更新の際の承認は既に実施しているため、従前の活動で | b 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。 |

| 品証規則 | 品証規則解釈 | 工事計画認可申請の品質保証計画 | 相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答 | 【参考】保安規定第3条品質保証計画(H30.12.17認可) |
|---|---|--|---|--|
| 三 品質管理監督文書の変更内容及び最新の改訂状況が識別できるようにすること。 | | c. 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。 | 担保されている。) | c 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。 |
| 四 改訂のあった品質管理監督文書を使用する場合において、当該文書の適切な改訂版が利用できる体制を確保すること。 | | d. 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで 利用できる体制を確保 する。 | 品証規則と整合を図った。 (使用可能な状態にあることを確実にするために、最新文書の配布など利用できる体制を確保しているため、従前の活動で担保される。) | d 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで 使用可能な状態にあることを確実にする。 |
| 五 品質管理監督文書が読みやすく、容易に内容を把握することができる状態にあることを確保すること。 | | e. 文書は、読みやすく、容易に 内容を把握することができる 状態であることを 確保 する。 | 品証規則と整合を図った。 (品証規則に対する公衆審査にて「容易に内容を把握することができる状態にあることを確保」は JEAC4111 の「容易に識別可能な状態」と同意との解釈で可との回答がなされていることから、従前の活動で担保されている。) | e 文書は、読みやすくかつ容易に 識別可能な状態であることを確実にする。 |
| 六 外部で作成された品質管理監督文書を識別し、その配付を管理すること。 | | f. 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために保安に関する組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。 | | f 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために保安に関する組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。 |
| 七 廃止した品質管理監督文書が意図に反して使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別すること。 | | g. 廃止文書が誤って使用しないようとする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。 | | g 廃止文書が誤って使用しないようとする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。 |
| (記録の管理) | 第7条 (記録の管理) | 4.2.4 記録の管理 | | 4.2.4 記録の管理 |
| 第七条 発電用原子炉設置者は、この規則に規定する記録その他要求事項への適合及び品質管理監督システムの実効性のある実施を実証する記録の対象を明らかにするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるよう作 | 1 規則第7条第1項に規定する「実効性のある実施」とは、JIS Q9001で使用されている「効果的運用」に相当するものである。 | (1) 保安に関する組織は、「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する 記録の対象を明確にし、管理する。 | 品証規則と整合を図った。 品証規則の「当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるよう作成し、これを管理しなければならない。」については 4.2.4(3)にて対応。 | (1) 保安に関する組織は、「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。 |

| 品証規則 | 品証規則解釈 | 工事計画認可申請の品質保証計画 | 相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答 | 【参考】保安規定第3条品質保証計画(H30.12.17認可) |
|---|---|---|--|--|
| 成し、これを管理しなければならない。 2 発電用原子炉設置者は、前項の記録の識別、保存、保護、検索、保存期間及び廃棄に関し所要の管理を定めた手順書を作成しなければならない。 | | (2) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定するために「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」を作成する。 (3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。 | 品証規則と整合を図った。 (記録管理のための文書は既に制定しているため、従前の活動で担保されている。) 第七条第1項の「容易に内容を把握することができ」は、品証規則に対する公衆審査にて JEAC4111 の「容易に識別可能な状態にある」と同意との解釈で可との回答がなされていることから、JEAC4111 の表現のままとした。 | (2) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」に規定する。 (3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。 |
| 第三章 経営責任者の責任 (経営責任者の関与) | 第3章 経営責任者の責任 第8条 (経営責任者の関与) | 5 経営者の責任 5.1 経営者の関与 | 品証規則と整合を図った。 (社長が 5.1 項の実施を通じて関与することを示しており、従前の活動で担保されている。) | 5 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント |
| 第八条 経営責任者は、品質管理監督システムの確立及び実施並びにその実効性の維持に指導力及び責任を持って関与していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証しなければならない。 | 1 規則第8条に規定する「実効性の維持」とは、JISQ9001 で使用されている「有効性を継続的に改善」に相当するものである。 | 社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性の継続的な改善に指導力及び責任を持って関与していることを、次の事項によって実証する。 | 品証規則と整合を図った。 (社長が a)~f) 項の実施を通じて指導力及び責任を持って関与することは、当社においてはコミットメント（強制力を持った約束を確実に実現するためにあらゆる施策を実施する）を通じて実施・実証していたため、従前の活動で担保されている。) | 社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。 |
| 六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を、保安活動を実施する者（以下「職員」という。）に周知すること。 | | (1) 法令・規制要求事項を遵守することは当然のこととして、原子力の安全を確保することの重要性を保安に関する組織内に周知する。 | 品証規則と整合を図った。 (当社における「法令規制要求事項の遵守」はコンプライアンス活動を含めた QMS にて担保・遂行しており、原子力安全の重要性を認識した結果が、「原子力安全の確保」に繋がるため、何れも従前の活動で担保される。) | a 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を保安に関する組織内に周知する。 |
| 一 品質方針を定めること。 二 品質目標が定められているようにすること。 | | (2) 品質方針を設定する。 (3) 品質目標が設定されることを確実にする。 | | b 品質方針を設定する。 c 品質目標が設定されることを確実にする。 |
| 四 第十七条第一項に規定する照査を実施すること。 | | (4) マネジメントレビューを実施する。 | | d マネジメントレビューを実施する。 |

| 品証規則 | 品証規則解釈 | 工事計画認可申請の品質保証計画 | 相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答 | 【参考】保安規定第3条品質保証計画(H30.12.17認可) |
|--------------------------|--|---|---|---------------------------------------|
| 五 資源が利用できる体制を確保すること。 | | (5) 資源が <u>利用</u> できる <u>体制</u> を <u>確保</u> する。 | 品証規則と整合を図った。 (品証規則に対する公衆審査にて「体制を確保」はJEAC4111の「できることを確実にする」と同意との解釈で可との回答がなされていることから、従前の活動で担保されている。) | e 資源が <u>使用</u> できる <u>ことを確実</u> にする。 |
| 三 安全文化を醸成するための活動を促進すること。 | 2 規則第8条第3号に規定する「安全文化を醸成するための活動」には、例えば以下のような活動がある。 <ul style="list-style-type: none">・原子力安全に対する個人及び集団としての決意を表明し、実践すること。・原子力安全に対する当事者意識を高めること。・信頼、協働、自由なコミュニケーションを奨励し、より良い労働環境条件の改善に努め、人的・組織的問題の報告を重視する開かれた文化を構築すること。・原子力安全が損なわれることのないよう、構築物、系統及び機器の欠陥に関する報告を適切に行うこと。・特定された問題及び改善提案に対する迅速な対応を行うこと。・組織が、継続的に、安全と安全文化を高め、改善するための手段を持つこと。・原子力安全に対する組織及び個人の責任と説明責任を果たすこと。・原子力安全に関し、組織のあらゆる階層において問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を奨励し、慢心を戒めるための方策を模索し実施すること。・組織内での安全及び安全文化に関する重要な要素について共通の理解を促進すること。・自らの業務及び職場環境に関連し | <u>(6) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</u> | 品証規則と整合を図った。 | f 安全文化を醸成するための活動を促進する。 |

| 品証規則 | 品証規則解釈 | 工事計画認可申請の品質保証計画 | 相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答 | 【参考】保安規定第3条品質保証計画(H30.12.17認可) |
|---|--|---|---|--|
| | たリスクを認識し、起こりうる結果を理解すること。 ・全ての活動において慎重な意志決定をすること。 | | | |
| (原子力の安全の確保の重視) 第九条 経営責任者は、個別業務等要求事項が明確にされ、かつ、個別業務及び発電用原子炉施設が当該要求事項に適合しているようにしなければならない。 | | 5.2 原子力安全の重視 原子力安全を最優先に位置付け、社長は、 <u>業務・原子炉施設</u> に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする(7.2.1 及び 8.2.1 参照)。 | 「業務・原子炉施設」との記載は、要求事項の適用対象に応じて「業務及び原子炉施設」、「業務のみ」、「原子炉施設のみ」となることを考慮して、何れにも該当する表現として用いることとした。(以下、同じ。) | 5.2 原子力安全の重視 原子力安全を最優先に位置付け、社長は、業務・原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする(7.2.1 及び 8.2.1 参照)。 |
| (品質方針) 第十条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる条件に適合しているようにしなければならない。 | 第10条 (品質方針) | 5.3 品質方針 社長は、品質方針を次の事項に適合させる。 | 品証規則と整合を図った。 (従前より(1)~(6)項を満足する品質方針を設定していたため、従前の活動で担保されている。) | 5.3 品質方針 社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。 |
| 一 品質保証の実施に係る発電用原子炉設置者の意図に照らし適切なものであること。 二 要求事項への適合及び品質管理監督システムの実効性の維持に責任を持って関与することを規定していること。 | 1 規則第10条第2号に規定する「実効性の維持」とは、JISQ9001で使用されている「有効性を継続的に改善」に相当するものである。 | (1) 保安に関する組織の目的に対して適切である。 (2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して、責任を持って関与することを含む。 | 品証規則と整合を図った。 (社長が QMS の有効性の継続的な改善に責任を持って関与することは、当社においてはコミットメント(強制力をもつた約束を確実に実現するためあらゆる施策を実施する)を通じて実施していたため、従前の活動で担保されている。) | a 保安に関する組織の目的に対して適切である。 b 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 |
| 三 品質目標を定め、照査するに当たっての枠組みとなるものであること。 四 職員に周知され、理解されていること。 五 妥当性を維持するために照査されていること。 | | (3) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。 (4) 保安に関する組織全体に伝達され、理解される。 (5) 適切性の持続のためにレビューされる。 | | c 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。 d 保安に関する組織全体に伝達され、理解される。 e 適切性の持続のためにレビューされる。 |
| 六 組織運営に関する方針と整合的なものであること。 | 2 規則第10条第6号に規定する「組織運営に関する方針と整合的なものであること」とは、「The | (6) 組織運営に関する方針と整合がとれている。 | 品証規則と整合を図った。 | f 組織運営に関する方針と整合がとれている。 |

| 品証規則 | 品証規則解釈 | 工事計画認可申請の品質保証計画 | 相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答 | 【参考】保安規定第3条品質保証計画(H30.12.17認可) |
|---|--|--|--|---|
| | Management System for Facilities and Activities, Safety Standards Series No.GS-R-3(2006)の統合マネジメントシステムの目的を達成するために、原子力の安全に影響を及ぼす可能性のある要素を考慮して、安全性が損なわれないように管理すること」をいう。 | | | |
| (品質目標) | | 5.4 計画 5.4.1 品質目標 | 5.4 計画 5.4.1 品質目標 | |
| 第十一条 経営責任者は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにしなければならない。 | | (1) 社長は、保安に関する組織内のかかるべき部門及び階層で、 <u>業務・原子炉施設</u> に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3) a 参照)が設定されていることを確実にする。 (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。 | | (1) 社長は、保安に関する組織内のかかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3) a 参照)が設定されていることを確実にする。 (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。 |
| 2 経営責任者は、品質目標を、その達成状況を評価し得るものであつて、かつ、品質方針と整合的なものとしなければならない。 | | 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 | 品証規則に対する公衆審査にて「その実施に当たっての計画」は JEAC4111 の「その構築と維持についての計画」と同意との解釈で可との回答がなされていることから、JEAC4111 の表現のままとした。 | 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 |
| (品質管理監督システムの計画の策定) | | (1) 品質目標に加えて「4.1 <u>品質マネジメントシステムに係る事項</u> 」に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。 | | a 品質目標に加えて「4.1 <u>一般要項</u> 」に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。 b 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。 |
| 第十二条 経営責任者は、品質管理監督システムが第三条の規定及び品質目標に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。 | | | | |
| 2 経営責任者は、品質管理監督システムの変更を計画し、及び実施する場合においては、当該品質管理監督システムが不備のないものであることを維持しなければならない。 | | | | |

| 品証規則 | 品証規則解釈 | 工事計画認可申請の品質保証計画 | 相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答 | 【参考】保安規定第3条品質保証計画(H30.12.17認可) |
|----------|--|--|------------------------------------|--|
| (責任及び権限) | 第13条（責任及び権限） 第十三条 経営責任者は、部門及び職員の責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限が定められ、文書化され、周知されているようにしなければならない。 | 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限 <p>社長は、責任及び権限が以下のように定められ、保安に関する組織全体に周知されていることを確実にする。また、その他の保安に関し必要となる職務に関しては、組織・権限規程に従って行う。<u>なお、保安に関する組織の要員は、自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について説明する責任を有する。</u></p> | 品証規則と整合を図った。 | 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限 社長は、責任及び権限が第5条、第9条及び第9条の2に定められ、保安に関する組織全体に周知されていることを確実にする。なお、保安に関する組織の要員は、自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について説明する責任を有する。 |
| | | (1) 社長は、原子力安全を最優先とした保安活動を確実なものとするため、また、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるために、発電所における保安活動に係る次の活動が行われることを確実にし、その活動を統括する。 a. 関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の浸透を図るための活動（以下「コンプライアンス活動」という。） b. 安全文化の醸成に関する活動 c. 品質マネジメントシステムの構築及び実施並びにその有効性の継続的な改善に関する活動 また、保安活動に従事する要員は、(2)以降に示す役割に応じて、原子力安全を最優先とし、かつ、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための a、b 及び c の活動に取組み、保安活動を確実に実施する。 | 責任と権限を記載したものであり、そのままとした。 | (保安に関する職務) 第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関し必要となる職務については、組織・権限規程に従って行う。 (1) 社長は、原子力安全を最優先とした保安活動を確実なものとするため、また、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるために、発電所における保安活動に係る次の活動が行われることを確実にし、その活動を統括する。 ア コンプライアンス活動 イ 安全文化の醸成に関する活動 ウ 品質マネジメントシステムの構築及び実施並びにその有効性の継続的な改善に関する活動 また、保安活動に従事する要員は、(2)以降に示す役割に応じて、原子力安全を最優先とし、かつ、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするためのア、イ及びウの活動に取組み、保安活動を確実に実施する。 |

| 品証規則 | 品証規則解釈 | 工事計画認可申請の品質保証計画 | 相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答 | 【参考】保安規定第3条品質保証計画(H30.12.17認可) |
|------|--------|---|------------------------------------|---|
| | | (2) 原子力発電本部長は、品質保証活動（独立した監査部門の業務を除く。）の実施に係る管理責任者として品質マネジメントシステムの具体的活動及び(4)から(9)、(13)から(25)が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、(4)、(13)におけるコンプライアンス活動並びに本店組織及び発電所組織の安全文化醸成活動を統括する。 | | (2) 原子力発電本部長は、品質保証活動（独立した監査部門の業務を除く。）の実施に係る管理責任者として品質マネジメントシステムの具体的活動及び(4)から(9)、(13)から(25)が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、(4)、(13)におけるコンプライアンス活動並びに本店組織及び発電所組織の安全文化醸成活動を統括する。 |
| | | (3) 原子力監査室長は、本店組織及び発電所組織から独立した監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける独立監査業務を統括する。また、監査部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、コンプライアンス活動及び安全文化醸成活動に係る監査業務を統括する。 | | (3) 原子力監査室長は、本店組織及び発電所組織から独立した監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける独立監査業務を統括する。また、監査部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、コンプライアンス活動及び安全文化醸成活動に係る監査業務を統括する。 |
| | | (4) 原子力総括部長は、原子力総括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門及び廃止措置統括部門におけるコンプライアンス活動並びに原子力総括部門における安全文化醸成活動を統括する。 | | (4) 原子力総括部長は、原子力総括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門及び廃止措置統括部門におけるコンプライアンス活動並びに原子力総括部門における安全文化醸成活動を統括する。 |
| | | (5) 安全・品質保証部長は、安全・品質保証部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、安全・品質保証部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。 | | (5) 安全・品質保証部長は、安全・品質保証部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、安全・品質保証部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。 |
| | | (6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動 | | (6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動 |

| 品証規則 | 品証規則解釈 | 工事計画認可申請の品質保証計画 | 相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答 | 【参考】保安規定第3条品質保証計画 (H30.12.17 認可) |
|------|--------|---|------------------------------------|---|
| | | を統括するとともに、火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。 | | を統括するとともに、火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。 |
| | | (7) 原子力建設部長は、原子力建設部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力建設部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。 | | (7) 原子力建設部長は、原子力建設部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力建設部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。 |
| | | (8) 原子力技術部長は、原子力技術部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、火山活動のモニタリング等の体制の整備及び燃料の取替等に関する業務を行う。 | | (8) 原子力技術部長は、原子力技術部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、火山活動のモニタリング等の体制の整備及び燃料の取替等に関する業務を行う。 |
| | | (9) 廃止措置統括室長は、廃止措置統括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、廃止措置統括部門における安全文化醸成活動を統括する。 | | (9) 廃止措置統括室長は、廃止措置統括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、廃止措置統括部門における安全文化醸成活動を統括する。 |
| | | (10) 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力土木建築部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、その他自然災害及び火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。 | | (10) 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力土木建築部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、その他自然災害及び火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。 |
| | | (11) 資材調達部長は、資材調達部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。また、資材調達部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。 | | (11) 資材調達部長は、資材調達部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。また、資材調達部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。 |

| 品証規則 | 品証規則解釈 | 工事計画認可申請の品質保証計画 | 相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答 | 【参考】保安規定第3条品質保証計画(H30.12.17認可) |
|------|--------|---|------------------------------------|---|
| | | (12) 原子燃料部長は、原子燃料部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。また、原子燃料部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。 | | (12) 原子燃料部長は、原子燃料部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。また、原子燃料部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。 |
| | | (13) 川内原子力発電所長(以下「所長」という。)は、発電所における保安に関する業務を統括する。また、発電所におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。 | | (13) 川内原子力発電所長(以下「所長」という。)は、発電所における保安に関する業務を統括する。また、発電所におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。 |
| | | (14) 安全品質保証統括室長は、所長を補佐し、発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。 | | (14) 安全品質保証統括室長は、所長を補佐し、発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。 |
| | | (15) 安全品質保証統括室副室長は、安全品質保証統括室長を補佐する。 | | (15) 安全品質保証統括室副室長は、安全品質保証統括室長を補佐する。 |
| | | (16) 総務課長は、調達先の評価・選定等に関する業務を行う。 | | (16) 総務課長は、調達先の評価・選定等に関する業務を行う。 |
| | | (17) 防災課長は、火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備、原子力防災等に関する業務を行う。 | | (17) 防災課長は、火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備、原子力防災等に関する業務を行う。 |
| | | (18) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行う。 | | (18) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行う。 |
| | | (19) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。 | | (19) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。 |
| | | (20) 安全管理課長は、放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。 | | (20) 安全管理課長は、放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。 |
| | | (21) 発電課長は、原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。 | | (21) 発電課長は、原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。 |
| | | (22) 発電課当直課長は、原子炉施設の運転管理に関する当直業務を行う。 | | (22) 発電課当直課長(以下「当直課長」という。)は、原子炉施設の運転管理に関する当直業務を行う。 |
| | | (23) 保修課長は、原子炉施設(土木建築設備を除く。)の保修及び燃料の | | (23) 保修課長は、原子炉施設(土木建築設備を除く。)の保修及び燃料の |

| 品証規則 | 品証規則解釈 | 工事計画認可申請の品質保証計画 | 相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答 | 【参考】保安規定第3条品質保証計画(H30.12.17認可) |
|------|--------|--|------------------------------------|---|
| | | <p>取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(24) 土木建築課長は、原子炉施設のうち、土木建築設備の保修に関する業務を行う。</p> <p>(25) 原子力訓練センター所長は、保安教育の統括に関する業務を行う。</p> <p>(26) (14)、(16)から(25)に定める安全品質保証統括室長、課長及び原子力訓練センター所長（以下「各課長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(27) 各課長は、課員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員等は各課長の指示、指導に従い業務を実施する。</p> <p>(28) 発電用原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ、最優先に行うことの任務とし、職務を「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、十全に遂行する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p> <p>また、原子炉施設の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> | | <p>取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(24) 土木建築課長は、原子炉施設のうち、土木建築設備の保修に関する業務を行う。</p> <p>(25) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に関する業務を行う。</p> <p>(28) (17)及び(19)から(24)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(14)、(16)、(18)及び(25)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(29) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p> <p>（原子炉主任技術者の職務等）第9条</p> <p>原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ、最優先に行うことの任務とし、次の各号に定める職務を「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、十全に遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。</p> <p>(2) 表9-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表9-2に定める事項について、各課長からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表9-3に示す記録の内容を確認する。</p> <p>(5) 第132条第1項の報告を受けた</p> |

| 品証規則 | 品証規則解釈 | 工事計画認可申請の品質保証計画 | 相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答 | 【参考】保安規定第3条品質保証計画(H30.12.17認可) |
|------|--------|---|------------------------------------|---|
| | | | | <p>場合、原子力管理部長へ報告する。</p> <p>(6) その他原子炉施設の運転に関し保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>3 原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p> <p>(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等) 第9条の2</p> <p>電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電工作物^{*1}の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実に行うことと任務とし、次の各号に定める職務を「ボイラー・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、十全に遂行する。</p> <p>(1) 原子力発電工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための諸計画の立案に当たっては、必要に応じて関係各課長に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>(2) 原子力発電工作物の工事、維持及び運用に関し、保安上必要な場合には、工事、維持及び運用に従事する者（所長を含む。）に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>(3) 原子力発電工作物の工事、維持及び運用に関する保安の記録について、あらかじめ定めた確認を行う。</p> <p>(4) その他保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2 原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p> |
| | | <p>(29) 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電工作物^{*2}の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実に行うことと任務とし、職務を「ボイラー・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、十全に遂行する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p> <p>※2：原子力発電工作物とは、電気</p> | | |

| 品証規則 | 品証規則解釈 | 工事計画認可申請の品質保証計画 | 相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答 | 【参考】保安規定第3条品質保証計画 (H30.12.17 認可) |
|---|--|--|---|---|
| | | 事業法第38条に定める事業用電気工作物のうち、電気事業法第106条に定める原子力を原動力とする発電用の電気工作物をいう。 | | ※1：原子力発電工作物とは、電気事業法第38条に定める事業用電気工作物のうち、電気事業法第106条に定める原子力を原動力とする発電用の電気工作物をいう(以下、本条において同じ)。 |
| (管理責任者) 第十四条 経営責任者は、品質管理監督システムを管理監督する責任者(以下「管理責任者」という。)に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えるなければならない。 | 第14条 (管理責任者) | <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 社長は、原子力発電本部長を本店組織及び発電所組織の管理責任者、原子力監査室長を監査部門の管理責任者として任命する。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限をもつ。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。 b. 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。 c. 所管している組織全体にわたって、<u>関係法令の遵守及び原子力安全</u>についての認識を高めることを確実にする。 | | <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 社長は、原子力発電本部長を本店組織及び発電所組織の管理責任者、原子力監査室長を監査部門の管理責任者として任命する。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限をもつ。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。 b. 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。 c. 所管している組織全体にわたって、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。 |
| 一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 二 品質管理監督システムの実施状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。 三 部門において、関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することについての認識が向上するようにすること。 | 1 規則第14条第1号に規定する「実効性が維持」とは、JISQ9001で使用されている「有効性を継続的に改善」に相当するものである。 | | | |
| (プロセス責任者) 第十五条 経営責任者は、プロセスを管理監督する責任者(以下「プロセス責任者」という。)に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えるなければならない。 | 第15条 (プロセス責任者) | <p>5.5.3 プロセス責任者</p> <p><u>社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</u></p> <p>(1) <u>プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>(2) <u>業務に従事する要員の、業務・原</u></p> | <p>品証規則と整合を図った。</p> <p>品証規則と整合を図った。</p> <p>品証規則と整合を図った。</p> <p>品証規則と整合を図った。</p> | <p>5.5.3 プロセス責任者</p> <p>社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 b. 業務に従事する要員の、業務・原 |

| 品証規則 | 品証規則解釈 | 工事計画認可申請の品質保証計画 | 相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答 | 【参考】保安規定第3条品質保証計画(H30.12.17認可) |
|---|--|--|------------------------------------|--|
| 業務に従事する職員の個別業務等要求事項についての認識が向上すること。 | | <u>子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</u> | | 子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。 |
| 三 プロセス責任者が管理する個別業務の実績に関する評価を行うこと。 | | <u>(3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1及び8.2.3参照)。</u> | 品証規則と整合を図った。 | c 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1及び8.2.3参照)。 |
| 四 安全文化を醸成するための活動を促進すること。 | 3 規則第15条第4号に規定する「活動を促進すること」とは、例えば、「リーダーシップを發揮すること、活動を支援すること」である。 | <u>(4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</u> | 品証規則と整合を図った。 | d 安全文化を醸成するための活動を促進する。 |
| (内部情報伝達) | 第16条(内部情報伝達) | 5.5.4 内部コミュニケーション | | 5.5.4 内部コミュニケーション |
| 第十六条 経営責任者は、適切に情報の伝達が行われる仕組みが確立されているようにするとともに、情報の伝達が品質管理監督システムの実効性に注意を払いつつ行われるようにしなければならない。 | 1 規則第16条に規定する「実効性」とは、JISQ9001で使用されている「有効性」に相当するものである。 | 社長は、次の委員会の設置を含め、保安に関する組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立され、品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換が行われることを確実にする。 (1) 原子力発電安全委員会 (2) 川内原子力発電所安全運営委員会 (3) 原子力品質保証委員会 (4) 川内原子力発電所品質保証委員会 | | 社長は、次の委員会の設置を含め、保安に関する組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立され、品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換が行われることを確実にする。 a 原子力発電安全委員会 b 川内原子力発電所安全運営委員会 c 原子力品質保証委員会 d 川内原子力発電所品質保証委員会 |
| (経営責任者照査) | | 5.6 マネジメントレビュー | | 5.6 マネジメントレビュー |
| 第十七条 経営責任者は、品質管理監督システムについて、その妥当性及び実効性の維持を確認するための照査(品質管理監督システム、品質方針及び品質目標の改善の余地及び変更の必要性の評価を含む。以下「経営責任者照査」という。)を、あらかじめ定めた間隔で行わなければならない。 | 第17条(経営責任者照査) | 5.6.1 一般 | | 5.6.1 一般 |
| | 1 規則第17条第1項に規定する「実効性の維持」とは、JISQ9001で使用されている「有効であること」に相当するものである。 2 規則第17条第1項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、「必ずしも定期的である必要はないが、品質管理監督システムの継続的な有効性を確実にするために必要と判断された間隔」をいう。 | (1) 社長は、保安に関する組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー管理基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。 (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変 | | (1) 社長は、保安に関する組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー管理基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。 (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変 |

| 品証規則 | 品証規則解釈 | 工事計画認可申請の品質保証計画 | 相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答 | 【参考】保安規定第3条品質保証計画(H30.12.17認可) |
|---|--|--|---|--|
| | | 更の必要性の評価も行う。 | | 更の必要性の評価も行う。 |
| 2 発電用原子炉設置者は、経営責任者照査の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。 | | (3) マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。 | 品証規則と整合を図った。 (記録作成後は適切に保存年限を定め管理を行って来たため、従前の活動で担保されている。) | (3) マネジメントレビューの結果の記録は、維持する(4.2.4参照)。 |
| (経営責任者照査に係るプロセス入力情報) 第十八条 発電用原子炉設置者は、次に掲げるプロセス入力情報によって経営責任者照査を行わなければならない。 | 第18条(経営責任者照査に係るプロセス入力情報) | 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。 | | 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。 |
| 一 監査の結果 | 1 規則第18条第1号に規定する「監査の結果」とは、「内部監査の結果及び該当する場合は外部監査の結果」をいう。 | (1) 監査の結果 | | a 監査の結果 |
| 二 発電用原子炉施設の外部の者からの意見 | 2 規則第18条第2号に規定する「発電用原子炉施設以外の者からの意見」とは、JIS Q9001で使用されている「顧客からのフィードバック」に相当するものである。 | (2) 外部の者からの意見 | 品証規則と整合を図った。 (「原子力安全の達成に関する外部の受け止め方」は8.2.1項に従い外部の者からの意見を取り纏める形で収集、インプットとしているため、従前の活動で担保されている。) | b 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方 |
| 三 プロセスの実施状況 四 発電用原子炉施設の検査の結果 五 品質目標の達成状況 | | (3) プロセスの成果を含む実施状況 (品質目標の達成状況を含む。)並びに検査及び試験の結果 | 品証規則と整合を図った。 | c プロセスの成果を含む実施状況 (品質目標の達成状況を含む。)並びに検査及び試験の結果 |
| 八 是正処置(不適合(要求事項に適合しない状態をいう。以下同じ。)に対する再発防止のために行う是正に関する処置をいう。以下同じ。)及び予防処置(生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置をいう。以下同じ。)の状況 | | (4) 予防処置及び是正処置の状況 | | d 予防処置及び是正処置の状況 |
| 六 安全文化を醸成するための活動の実施状況 | 3 規則第18条第6号に規定する「安全文化を醸成するための活動」には、例えば以下のような活動がある。 ・原子力安全に対する個人及び集団としての決意を表明し、実践すること。 | (5) 安全文化を醸成するための活動の実施状況 | 品証規則と整合を図った。 | e 安全文化を醸成するための活動の実施状況 |